タブレット型通訳・電話通訳サービス業務委託
公募型プロポーザル実施要領

（目的）

第１条　この要領は、タブレット型通訳・電話通訳サービス業務委託（以下「業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、業務の受注予定者（以下「受注予定者」という。）を選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

（選定審査委員会）

第２条　プロポーザルによる受注予定者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を行うものとする。

（１）企画提案書等の評価、審査及び受注予定者の選定

（２）その他必要な事項

２　委員会は、市民生活部長、市民協働課長、市民課長、保険年金課長、市民生活部統括の合計５名をもって構成する。

３　委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は市民生活部長を、副委員長は市民協働課長をもってこれに充てる。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

６　委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

７　委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

８　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

９　その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（企画提案書提出者の参加資格等）

第３条　企画提案書提出者（以下「提出者」という。）は、別に定める「タブレット型通訳・電話通訳サービス業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）」に記載する参加資格要件を満たす者とする。

２　この要領によるプロポーザルに参加する者は、募集要項に基づく参加申請書を提出することで参加表明手続を行わなければならない。

（審査方法及び評価基準）

第４条　委員会は、参加申請書が提出されたときは、提出者の参加資格を審査し、企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。委員会は、別紙評価表により評価を行い、

評価得点の高い者から順に順位を決定する。

（優先交渉及び交渉順位の確定）

第５条　委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者として選定するものとする。

２　提出者が１者のみの場合において、評価得点が総評価得点の６割以上であるときは、当該提出者を優先交渉権者として確定する。

３　審査の結果において評価得点が総評価得点の６割に満たない場合は、優先交渉権者として選定せず、再度公募を実施する。

４　最高得点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を優先交渉権者とする。

５　委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から５日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次順位者にその旨を通知する。

（失格条項等）

第６条　提出者が、次の各号のいずれかに該当する場合、その企画提案書は無効とする。

（１）企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

（２）参加資格を満たさない者から提出されたもの

（３）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（４）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

（５）許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

（６）虚偽の内容が記載されているもの

（７）この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、委員会委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

（８）その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられるおそれのあるとき。

（受注予定者の決定及び選定結果の通知）

第７条　委員会は、第５条第 5 項の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

２　市長は、受注予定者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

（契約）

第８条　市は、決定した優先交渉権者を本業務に係る契約の見積書徴取相手方として、履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。

２　交渉が整った場合には、受注予定者として、契約の手続に進む。

３　交渉が整わない場合には、評価順位が次点の者を見積書徴取相手方として交渉を行う。

（企画提案書の取り扱い）

第９条　提出された企画提案書の取扱いは、募集要項の留意事項に記載するとおりとする。

（事務局等）

第１０条　本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、市民生活部市民協働課市民相談室において担当する。

（委任）

第１１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

この要領は、令和 6 年 12 月 24 日から施行し、業務に係る契約の完了日をもってその効力を失う。